

【よくある質問】

Q1：盛土規制法に基づく規制区域の指定はいつですか？

A1：盛土規制法が、令和5年5月26日に施行され、現在、規制区域指定のために必要となる法に基づく基礎調査を行っており、令和7年5月までの指定を目標としています。

Q2：規制区域の範囲はどこまでですか？

A2：現在、規制区域の範囲を設定するために必要となる、法に基づく基礎調査を行っていません。規制区域の範囲は、この基礎調査を基に決定することとなりますので、現時点では決まっておられません。

Q3：自分の土地が規制区域に入ったら、手続きが必要ですか？

A3：盛土や切土、擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。

一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q4：いま工事をしようと思っています。許可は必要ですか？

A4：盛土規制法においては、規制区域内で一定規模以上の盛土等（盛土、切土、一時的な土石の堆積）を行う場合には、許可等が必要となります。現時点では、規制区域の指定を行っていませんので、盛土規制法に基づく許可等は必要ありません。

なお、改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域が、長崎市及び佐世保市に指定されておりますので、詳細はそれぞれの市に確認してください。

Q5：盛土規制法の規制対象は、盛土だけですか？

A5：規制対象となる行為は、盛土だけではなく、盛土、切土、一時的な土石の堆積が規制の対象となります。

Q6：許可申請を行うのは誰ですか？

A6：工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）です。

Q7：問い合わせ先はどこですか？

A7：以下のとおりです。

対象地域	担当部署	電話番号
長崎市	長崎市建築部建築指導課	下記リンク先を確認してください。 長崎市のホームページ
佐世保市	佐世保市都市整備部建築指導課	下記リンク先を確認してください。 佐世保市のホームページ
長崎市、佐世保市を除く 長崎県全域	長崎県土木部盛土対策室	095-894-3133